

第2期鈴鹿市地域福祉計画（素案）

目 次

I. 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	3
5. 計画の推進方法	3
II. 鈴鹿市の地域福祉をすすめるうえでの課題	4
1. アンケート調査からみた課題	4
2. 第1期計画の取組からみた課題	6
3. 地域福祉に関する法律や制度の動向	7
4. 第2期計画で取り組む主な課題	8
III. 地域福祉の推進目標	9
1. 地域福祉推進の基本理念	9
2. 地域福祉推進の基本目標	10
3. 多彩な主体の役割分担と協働の考え方	12
4. 各エリアでの取組と連携の考え方	13
IV. 地域福祉の推進方向	14
1. 取組の柱と方向性	14
[基本目標1] 一人ひとりが“元気なまち”をつくる	16
[基本目標2] 一人ひとりの“しあわせな暮らし”を支える	26
[基本目標3] 地域みんなで“つくる・支える”	36
2. 先導的に取り組む事項	45
第2期鈴鹿市地域福祉計画の体系	51

平成27年10月

I. 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

わたしたちのまち鈴鹿市でも少子高齢化がすすんでおり、今後、その影響が本格的に現れると予測されます。わが国全体の社会や経済の構造が変化し、日常生活にもさまざまな影響が現れているなかで、だれもが安心して、子どもを産み、育てることができ、必要な介護や支援が受けられるまちづくりが求められています。一人ひとりのしあわせな暮らしを守るためにみんなで支えあう「福祉」は、わたしたちのだれにも身近なものになってきました。多様化し、増大する福祉のニーズに応えていくために、地域の状況に応じた福祉のしくみを地域のあらゆる力をあわせてつくる「地域福祉」が、いっそう重要になっています。

市では、平成17年に第1期の「鈴鹿市地域福祉計画」を策定しました。この計画では、「みんなでつくる幸せプラン」として、市民や関係者の意見をふまえて「地域福祉の土壌づくり」、「生活関連サービスの充実」、「地域福祉推進のしくみづくり」を柱とした施策の方向性を定め、関連する分野別計画や、地域福祉の推進機関である鈴鹿市社会福祉協議会が策定した「鈴鹿市地域福祉活動計画」などを通じて、さまざまな取組がすすめられてきました。

こうした取組の成果を活かすとともに、現在の地域の状況に対応するよう本市の地域福祉をさらに発展させるために、市民や関係者の思いを集めて新たな計画を策定しました。この計画は、「みんなで協働してすすめる」ことを重視しています。この計画を目標として共有しながら、各々が「できること・したいこと」を考え、役割を分担しながら協力して、着実に推進していきたいと考えています。

【「地域福祉」の考え方】

地域福祉の「地域」という言葉には多くの意味が込められています。例えば、

- だれもが「地域」とつながりをもって、安心して心豊かに暮らせるように、
- 「地域」のさまざまな力をあわせて、支えあいながら、
- 鈴鹿市という「地域」の状況にあった福祉をつくりたい、など・・・。

つまり地域福祉は、だれもが支援が必要なきには受け手となり、各々ができ
ることで担い手ともなって「お互いさま」の気持ちで取り組んでいくものです。

【この計画での「わたしたち」とは】

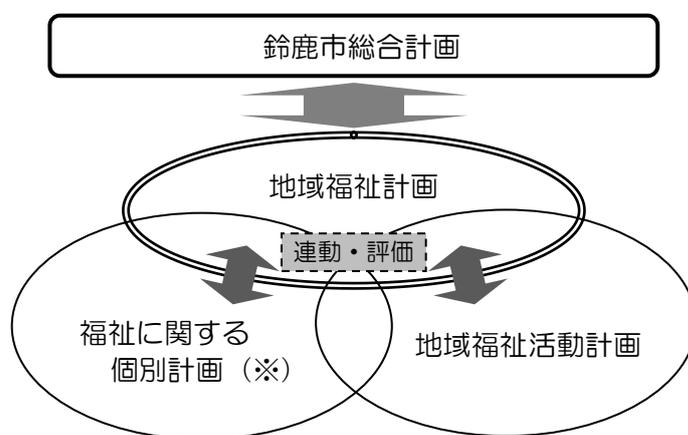
こうした地域福祉の考え方に基づいて、この計画は、地域福祉の受け手であると同時に担い手でもある市民と、地域福祉に関わる団体、事業者、市・関係機関などが、それぞれの立場で主役となって参加するよう、「わたしたち」を主語として策定しました。市は、責任をもって計画を推進するよう、先導的な役割を担うとともに、広く参加を呼びかけ、協働による取組をすすめていきます。

2. 計画の位置づけ

「鈴鹿市地域福祉計画」は、社会福祉法（第107条）に基づく市町村地域福祉計画です。この計画では、法律の位置づけに基づき、本市の地域福祉を市・関係機関などの「公」と市民・団体・事業者などの「民」が協働して推進するうえで、基本となる考え方と方向性を定めています。

また、この計画は、市のまちづくりビジョンと施策の方向性を示す「鈴鹿市総合計画」に基づき、地域福祉を総合的に推進するための考え方を定めたものです。

さらに、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康づくりなどの保健福祉の施策をすすめる分野別計画や、市民・団体・事業者等の主体的な活動を推進する地域福祉活動計画などに基づく取組が、分野や立場の枠を越えて効果的に協働してすすめられるように、共有する理念と基本的方向、基盤づくりのための取組などを定めました。



（※）鈴鹿市高齢者福祉計画，鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業計画
すずかハートフルプラン（障害者計画・障害福祉計画）
鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画，鈴鹿市健康づくり計画

など

（社会福祉法第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 計画の期間

この計画は、「鈴鹿市総合計画2023」と整合性を図るよう、平成28年度から平成35年度までの8年間の計画として策定しました。なお、前半の取組状況や地域福祉を取りまく状況の変化などをふまえ、4年目に見直しを行います。

4. 計画の策定方法

この計画は、「公」と「民」が協働して推進する計画として、さまざまな立場の人々の意見を反映するよう、公募委員を含む市民・団体・事業者と市・関係機関の参加による「鈴鹿市地域福祉計画策定委員会」で協議・検討しました。また、鈴鹿市社会福祉協議会が策定する「第3次鈴鹿市地域福祉活動計画」と一体的な策定をすすめることを通じて、よりスムーズに協働できる計画とするよう、策定委員会のメンバーに重なりをもたせ、共通する事項は合同で委員会を開催して協議するとともに、地域福祉活動計画について検討を行う「専門部会」での議論を、この計画にも反映しました。

さらに、市民の意見やニーズを広く反映するため、市民や団体などへのアンケート調査やヒアリングなどを実施し、策定委員会での検討に反映させました。

あわせて、庁内関係課等による「鈴鹿市地域福祉計画庁内検討部会」を設置し、庁内で連携して事業等を推進していくための協議を行うとともに、地域福祉活動計画の策定を担う社会福祉協議会事務局との情報共有や調整を行いました。

このようにして取りまとめた計画素案に対して、市民の意見を広く聴くパブリックコメント（意見募集）（※）を実施し、その結果も反映させて計画を策定します。

（※）市の基本的な政策等の策定過程において、その案を公表して市民からの意見を求め、十分に考慮して必要な意思決定を行うとともに、意見の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続です。

5. 計画の推進方法

この計画は「PDCAサイクル」（※）の考え方にに基づき、効果的な推進を図ります。そのため、市民参加による審議会組織を設置し、各々の協働による計画の推進に関する協議や、計画に基づく事業・活動等の進捗状況の点検・評価、見直し等に関する検討を、年次的に行います。

市は庁内推進組織を設置し、地域福祉に関連するさまざまな計画や事業と連動させるように調整を図りながら、「先導的に取り組む事項」をはじめとする計画に基づく事業を具体的に推進します。

市民、団体、事業者等の取組は、社会福祉協議会が策定する「鈴鹿市地域福祉活動計画」とも連動させて「民」の主体的な取組を促進・支援しながら、「公」と「民」の協働による地域福祉を推進します。

（※）Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検）→ Act（改善）を繰り返すことで、継続的に改善をすすめていく手法のことをいいます。

Ⅱ. 鈴鹿市の地域福祉をすすめるうえでの課題

1. アンケート調査からみた課題

この計画を策定するにあたり、市民や地域福祉に関する活動を行っている団体等の意見やニーズをお聴きするためのアンケート調査を実施しました。調査の結果からみた主な課題は次のとおりです（調査全体の結果の概要は資料編に記載します）。

(1) 市民アンケートから

① 日常生活での“困りごと”などについて

- ・75歳以上では3分の1以上、ひとり暮らしでは5割以上の方が、日常生活でなんらかの“困りごと”があると答えています。また、年齢などによって“困りごと”に特徴があることも示されているほか、現在は特に困っていなくても、今後の生活で、経済的な面や介護、移動などのさまざまな面での「不安」があげられています。
- ・“困りごと”についてだれかに相談したことがある人は約5割です。相談相手は家族や知人などが多く、身近な福祉や医療の機関も比較的多くの人が相談しています。
- ・約2割は家族など以外で身近に「気に掛かる人」がおり、9割近くは日常や災害時の支えあいのために自治会等に個人情報を知らせてもよいと答えています。

② 地域福祉への関心や参加について

- ・約8割の人が福祉に関心があり、福祉に関する活動に現在参加している人は1割強ですが、3割近い人が今後は参加したいと答えています。
- ・近所づきあいが少なくなり、地域活動が難しくなったと感じている人もいます。こうしたなかで、少額の謝礼やポイント制などで有償で支えあう活動も必要だとした人が半数近く、1割近い人がその受け手、担い手として参加したいと答えています。

【計画に反映すべき課題】

- 高齢化や小世帯化がすすむと日常生活での“困りごと”がいっそう増えると予測されることから、相談や支援に的確につないでいく必要があります。
- 支えあいのために個人情報を共有してもよいと考える人が多く、プライバシーの尊重を前提として効果的に活用し、活動を推進することが望まれます。
- 福祉に対する市民の関心は高く、福祉活動への参加意向を実践につなぐ取組が求められています。そのために、身近な地域でのつながりを広げるとともに、多様な活動をつくり、担い手を増やしていく必要があります。

(2) 自治会・団体アンケートから

① 地域福祉に関する活動の課題や支援について

- ・自治会や団体等が地域福祉に関わるさまざまな活動を行っています。また、災害時の支援や地域のつながりづくり，外出支援などの活動に高い関心が示されています。
- ・担い手の不足や高齢化，活動資金の確保などの課題をかかえるところが多く，財源補助や広報・情報提供などの支援，他の団体等との連携が求められています。

② 活動を通じて感じている地域の福祉課題について

- ・生活が苦しい人や地域から孤立した人が増えたことは約2割の自治会で感じています。地域福祉活動を行っている団体ではこうした福祉課題を感じる団体の割合が大きく，そうした人々や虐待や権利侵害に遭っている人，支援を拒否する人などへの支援に困難を感じる団体も多くなっています。
- ・地域の福祉を充実するために，「公」は相談窓口やサービス，社会保障の充実など，「民」は住民どうしのつながりや支えあい，災害時の支援などに取り組むべきとしたところが多く，公・民の協働や行政内での連携の必要性も多く指摘されています。

【計画に反映すべき課題】

- 自治会や団体等が主体的に行っているさまざまな活動をいっそう推進するよう効果的に支援するとともに，先駆的な活動を広げていく必要があります。
- 活動を通じて把握された地域のさまざまなニーズを適切な支援につなぐなど，公・民の特長を活かした協働をいっそう推進することも求められます。

(3) 中学生アンケートから

① 地域の活動や福祉教育への参加について

- ・多くの生徒は地域であいさつしたり活動に参加していますが，地域（校区）による差もあるようです。福祉教育の取組も学校によって特徴がありますが，参加・体験型の学習が良かったと答えた生徒が多くなっています。
- ・ボランティア活動への参加状況や意向，弱い立場の人への気遣い，困っている友だちへの対応などは，地域の活動や福祉教育への参加状況などによって違いがあることが示されています。一方，大人になっても鈴鹿市に住み続けたいと答えた生徒は3割弱にとどまり，地域とのつながりなどとの関連はあまりみられませんでした。

【計画に反映すべき課題】

- 福祉の意識を高め行動をすすめるためにも，福祉教育や地域の活動への参加をいっそう推進することが望まれます。また，地域の次世代の担い手を育てるためにも，住み続けたいと思えるまちづくりが求められます。

2. 第1期計画の取組からみた課題

第1期計画の基本目標に沿って事業等の実施状況を整理したなかから、この計画で取り組むべき主な課題として、次のようなものが見えてきました。

[基本目標1 地域福祉の土壌づくり] について

- ・新たな福祉課題等も含めた幅広いテーマについての多様な場での啓発や学習の推進
- ・多くの市民（特に若年層など）の活動への参加やリーダー養成等の担い手づくり
- ・参加しやすい活動の場や利用しやすい拠点などの充実

[基本目標2 地域における生活関連サービスの充実] について

- ・潜在的なニーズの把握と、多様なニーズに対応するための取組の推進
- ・福祉サービス等についての情報が、必要な人に的確につながる取組の充実
- ・身近なところでの相談や総合的な相談ができる体制づくり
- ・健康で自立した生活を支援する取組の充実
- ・多様なニーズに対応する就労や社会参加への支援と環境整備の充実
- ・権利擁護に関するニーズの増加に対応した支援体制の充実
- ・さまざまな面でのバリアフリーやユニバーサルデザイン（※）の推進
- ・防災、防犯、交通安全などによる安全・安心の地域づくりの推進
- ・ライフステージを通じた、切れ目のない支援の充実
- ・市民、団体、事業者と市・関係機関等の連携による取組の推進
- ・分野別計画と地域福祉計画、総合計画等の連携による効果的な事業の推進

（※）バリアフリーは、障がいのある人などの社会参加を妨げている段差などの物理的なバリア（障壁）、情報や制度のバリア、人々の意識上のバリアなどをなくしていくことをいいます。ユニバーサルデザインは、障がいの有無だけでなく、年齢や性別、国籍などにかかわらず、だれもが使いやすいものを、あらかじめつくっていかうという考え方で、それに基づく取り組みです。これらは相互に補いあう関係にあり、あわせて推進していくことが求められています。

[基本目標3 地域福祉推進のための仕組みづくり] について

- ・地域の活動への支援やコーディネート、ネットワークづくりの推進
- ・有償やビジネスの視点なども含めた多様な活動の推進
- ・民間の事業所等とのいっそうの連携の推進
- ・市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会等の機能の充実
- ・民生委員等の地域の担い手の確保と、活動への支援や連携の充実
- ・地域包括ケアシステム（※）の構築
- ・地域の課題や先駆的な取組を施策に反映するしくみづくり

（※）保健（健康づくり）、医療や、在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉のサービスを、関係者が連携、協力し、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供するしくみのことをいいます。

3. 地域福祉に関する法律や制度の動向

第1期計画を策定した平成17年以降も、地域福祉に関連する法律や制度等はさまざまに変化しており、この計画は、次のような法律をふまえて策定しました。

○ 社会保障制度改革推進法・社会保障改革プログラム法

持続可能な社会保障制度を確立するために、公的年金・医療保険・介護保険・少子化対策の各分野の制度改革の基本方針や内容が定められました。

○ 生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の自立支援として、相談支援や住居の確保、就労、子どもの学習への支援などを推進します。

○ 子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」等）

急速な少子化に対応し、幼児期の学校教育と保育の総合的な提供を含めた保育、教育の拡充や地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進します。

○ 介護保険法（改正）

2025年を目途として地域包括ケアシステムを構築するよう、地域支援事業を充実するとともに、介護給付の重点化・効率化、費用負担の公平化などを推進します。

○ 障害者基本法（改正）・障害者総合支援法

障がいのある人もない人も共生できる社会をめざし、障がいのある人が地域で生活するための支援や権利擁護のための取組の充実を推進します。

○ 高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法・障害者差別解消法

高齢者・障がい者に対する虐待の防止や対応、養護者への支援のための取組などを推進します。また、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

○ バリアフリー新法

だれもが生活しやすいまちづくりのために、公共的な建築物等の整備に関するハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、一体的な推進を図ります。

○ 災害対策基本法（改正）

東日本大震災の経験をふまえ、大規模災害等への対応を強化するとともに、災害時の避難が困難な人への支援などを推進します。

○ 地方分権に関する法律（地方分権改革推進法・地方自治法（改正）等）

住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本的な考え方として、権限委譲や規制緩和を推進します。

(※) これらに加え、まちづくりの基本原則を定めた「鈴鹿市まちづくり基本条例」、市民と行政の協働に関する考え方やしくみ、ルールを定めた「鈴鹿市協働推進指針」や、本市で策定、検討している各種計画などをふまえて策定しました。

4. 第2期計画で取り組む主な課題

アンケート調査による市民のニーズや、第1期計画の進捗状況、本市の地域福祉をとりまく状況等をふまえて、第2期計画で取り組むべき地域福祉を推進するうえでの課題を、次の3つの柱で整理しました。

[課題1] 地域福祉のさまざまなニーズを解決するための取組を充実する必要がある

- 日常の生活や子育てなどでの多様なニーズ（さまざまな“困りごと”）に対応するための、地域福祉に関するサービスや活動の充実と、再構築や新たな開発への取組
- さまざまな“困りごと”を早期に発見し、必要な支援につなぐ取組の充実
- 健康・生きがいづくりなど、生活の質を高め、“困りごと”を予防する取組の推進
- 虐待の防止や成年後見などの、権利擁護のための支援の充実

[課題2] そのための、地域福祉の多彩な担い手づくりと、担い手への支援を充実する必要がある

- 福祉への理解を深め、担い手として参加する意識や参加のきっかけづくりの充実
- ニーズに応じて参加できる、地域での多様な福祉活動の推進
- コミュニティビジネス（※）等も含む、福祉や介護のサービスの担い手の拡充
- 活動を効果的にすすめるための、事業者等との連携を含めたネットワークの充実
- 活動のリーダーやコーディネーターの養成
- 活動の立ち上げや継続のための支援の充実

（※）市民の生活に密接に関わる課題を解決するために、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動や事業です。

[課題3] これらを効果的に推進するために、地域福祉をすすめるしくみや環境を充実する必要がある

- 連携して支援するための情報共有のしくみづくり（個人情報の適切な活用を含む）
- 地域の福祉環境（コミュニティ、安全・安心、ユニバーサルデザインなど）の向上
- 課題を施策や活動などにつなぐしくみづくり
- 介護保険制度改革のなかで推進する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組とも連動し、高齢・障がい・児童などの分野や「公」（市など）・「民」（市民・団体・事業者など）の各々の主体の立場を越えた、多彩な力の協働によって地域福祉をすすめるしくみづくり

これらの課題を効果的に解決していくよう、
第2期の地域福祉計画を検討しました。

Ⅲ. 地域福祉の推進目標

本市の地域福祉をとりまく課題に的確に対応していくために、「第2期鈴鹿市地域福祉計画」と「第3次鈴鹿市地域福祉活動計画」で共有する、地域福祉を推進するうえでの基本的な目標を、次のように定めます。

1. 地域福祉推進の基本理念

一人ひとりが“元気なまち”を、みんなで作る
一人ひとりの“しあわせな暮らし”を、みんなで支える

社会や地域、家族のかたちに変化するなかで、日常の生活や子育てなどで、さまざまな“困りごと”（福祉ニーズ）をもつことが増えています。こうした“困りごと”をできるだけ予防すること、また、もし起こってしまったときには早期に発見し、的確に解決できるような支援につないで“しあわせな暮らし”を続けることができるようにすることが、だれもが地域で安心して心豊かに暮らせることをめざす地域福祉の、最も基本となる目標です。

そのためには、わたしたち一人ひとりが、健康や生きがいを保ち、よりよい生活をおくるように、自ら心がけ、互いに呼びかけあいながら取り組むことが大切です。

そして、それぞれができることで支えあうことにより、人も地域も元気になる「市民一人ひとりが“元気なまち”」を、わたしたち（市民、団体、事業者、市・関係機関等）が、それぞれの得意なことを活かして役割を分担し、みんなで協働してつくります。

【「地域福祉」とは】

地域福祉について、この計画では「だれもが地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるように、地域のあらゆる力をあわせて、地域にあった福祉のしくみをつくる取り組み」と位置づけます。

2. 地域福祉推進の基本目標

(1) 一人ひとりが“元気なまち”をつくる

【いきいき暮らし，地域で活躍する人づくり】

地域福祉は、わたしたち（市民，団体，事業者，市・関係機関等）一人ひとりが，“困りごと”が起きたときは受け手となり，各々が“できること・したいこと”で担い手ともなってすすめていくものです。そうした取組を通じて“困りごと”を予防したり，的確に解決して健康で生きがいのある暮らしをまもるとともに，主体的な意識で参加し，お互いに支えあうあたたかなコミュニティのある，人も地域も“元気なまち”をつくっていくことをめざしています。

そのために，まず，地域福祉を自分にも関わることとして理解し，受け手，担い手としての意識や知識などを身につけます。そして，“困りごと”ができるだけ起こらないように，健康で生きがいのある生活を，一人ひとりが主体的に心がけるとともに，地域ぐるみで支えあいながら推進します。

また，地域福祉への理解を通じて，各々が“できること・したいこと”で参加することで，地域福祉の多様な活動やサービス（※）の担い手を増やしていくよう，参加へのきっかけや参加しやすい条件づくりを充実したり，地域の資源を活かして活動を支える取組をすすめていきます。

（※）この計画では，制度に基づく介護・福祉サービスや，生活に関わるさまざまなサービス（商業・サービス業など）をイメージして用いています。

(2) 一人ひとりの“しあわせな暮らし”を支える

【多様なニーズに応えるサービスや活動づくり】

少子高齢化や核家族化，都市化などによる社会や地域の変化により，福祉や介護，子育てなどに関する“困りごと”は，わたしたちのだれにも起こりうる課題となっています。一人ひとりの“しあわせな暮らし”を守るための取組を，福祉ニーズが多様化，増大している状況をふまえて，効果的にすすめていく必要があります。

福祉や介護，子育てなどの“困りごと”を支えるサービスや活動が，必要なときに的確に利用できるようにするために，情報提供や相談を充実し，“困りごと”に早めに気づいて，大変な状態にならないうちに身近なところで相談でき，そこから適切な支援につながる流れを充実します。

また，生活の変化にとまなう新たなニーズや，制度の狭間となっているニーズなどへの対応も含めて，サービスや活動を的確に提供する体制を，地域福祉の視点でさまざまな力をあわせてつくとともに，“自立した生活を支える”という視点で支援の質を高めていきます。

あわせて，弱い立場に置かれがちな人々への権利侵害や虐待をなくして，だれもが

“自分らしく”暮らしていけるように、権利擁護を支える取組も推進します。

(3) 地域みんなで“つくる・支える”

【地域福祉をすすめるしくみや環境づくり】

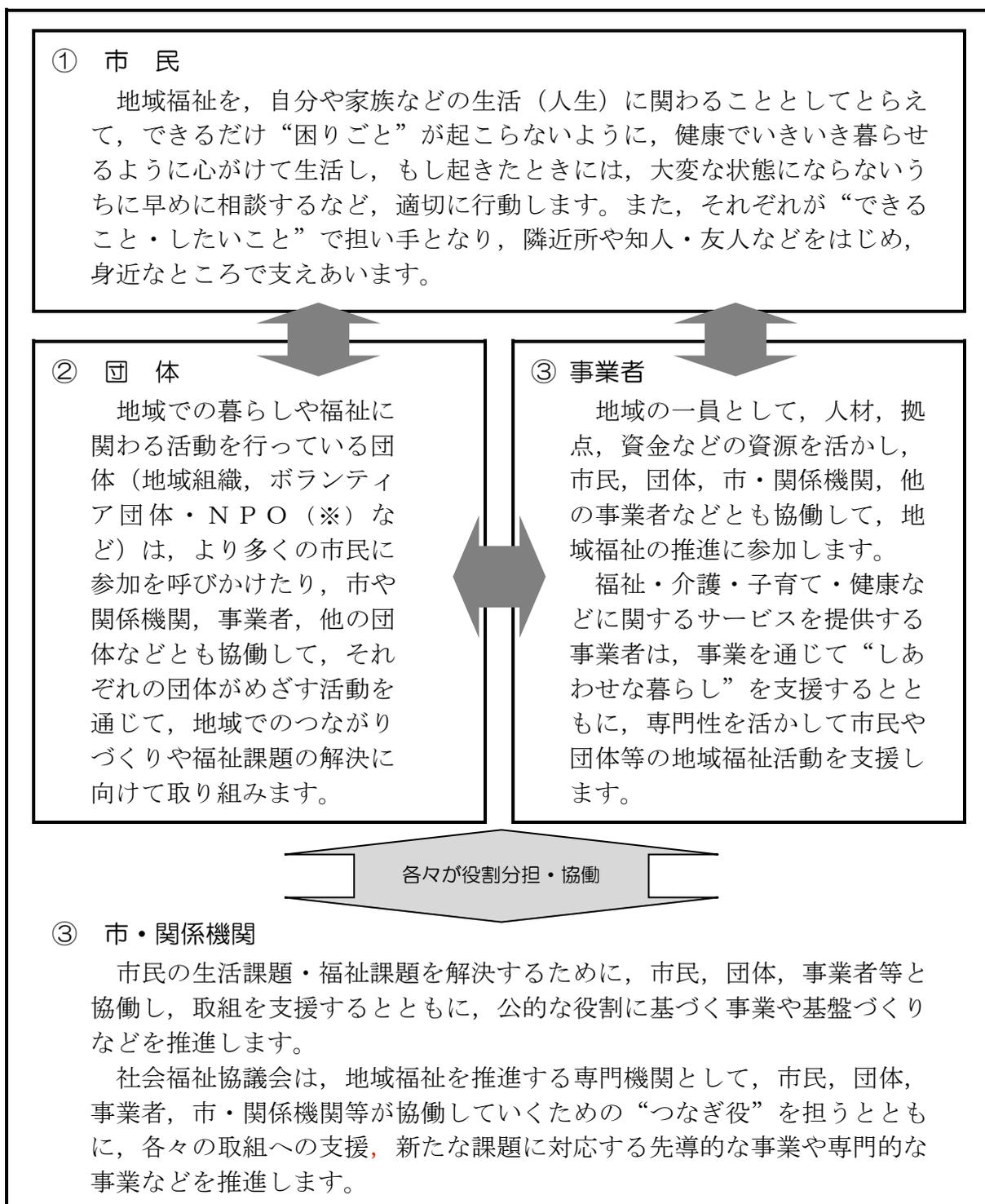
“元気なまち”や“しあわせな暮らし”づくりは、わたしたち一人ひとりがしっかり意識することからスタートするものですが、そのための環境づくりも含めて地域みんなで取り組むことで、効果的にすすめていくことができます。

今後の超高齢社会に対応するため、住まいと生活支援・介護予防、医療、介護を一体的に提供することをめざした地域包括ケアシステムを構築するための取組とも連動しながら、制度による分野の枠組みを超えて、だれもが安心して心豊かに暮らせる地域福祉を「公」と「民」のさまざまな主体が協働してすすめるしくみをつくり、計画的な取組を推進します。

また、地域福祉を推進するための基盤として、みんながふれあい、支えあう、あたたかなコミュニティづくりや、だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり、安全・安心のまちづくりによる環境づくりを、弱い立場に置かれがちな人々への配慮を行いながら、さまざまな取組と連動させて、推進していきます。

3. 多彩な主体の役割分担と協働の考え方

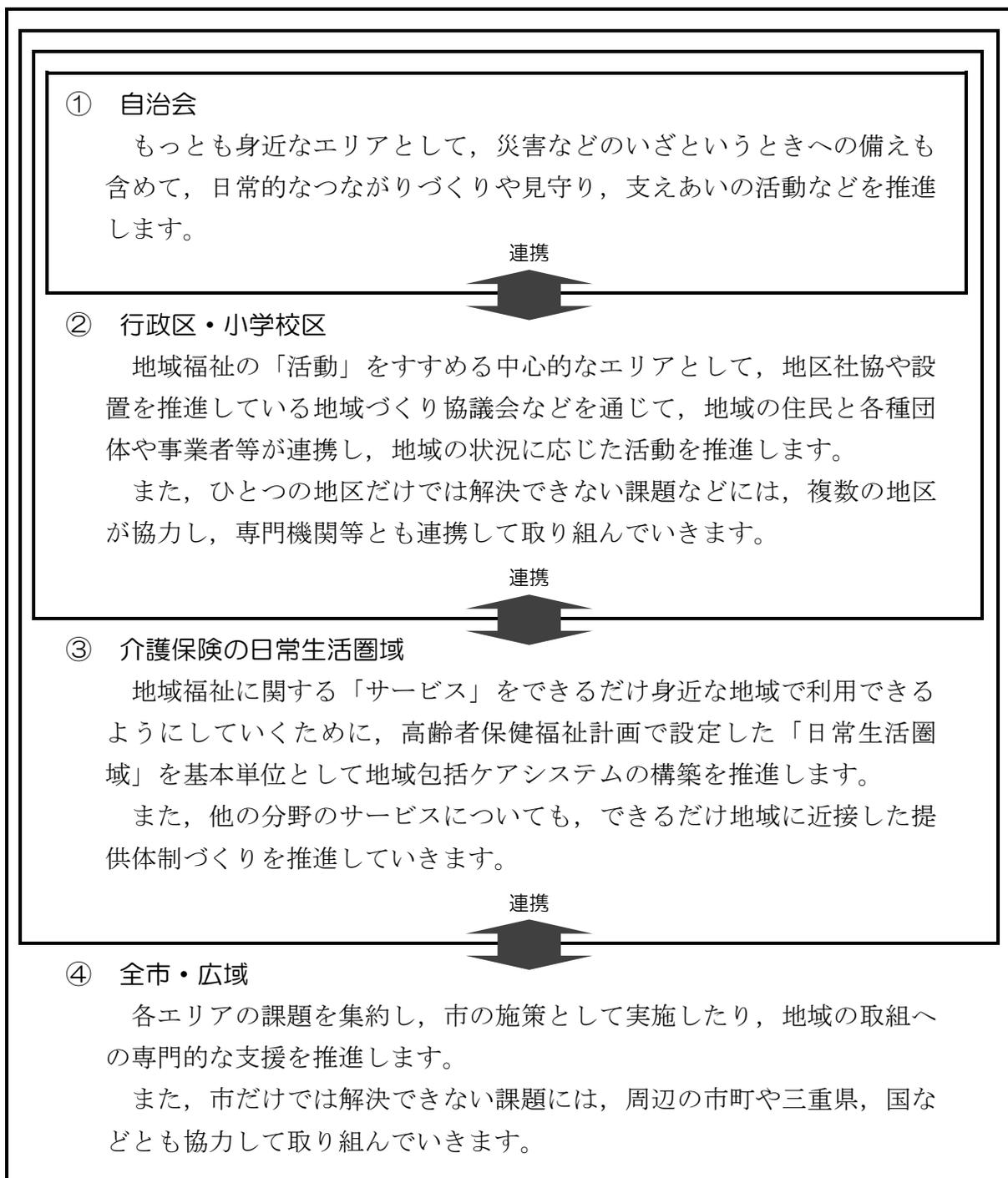
地域福祉の受け手であるとともに担い手でもある「市民」と、地域福祉に関わる「団体」、「事業者」、「市・関係機関」などの多様な主体が、それぞれの“強み”を活かして役割を分担しながら、協働して本市の地域福祉を推進していくよう、各々の役割分担についての基本的な考え方を次のように定めます。



(※) NPO (Nonprofit Organization) は営利を目的とせず市民活動や公共的な活動を行う民間組織で、このうち法人格を取得したものをNPO法人といいます。

4. 各エリアでの取組と連携の考え方

地域の特性に応じた地域福祉を、地域に根ざして推進するため、それぞれのエリアの特性に応じた取組をすすめながら、エリアを越えて連携することで、重層的で効果的な展開を図っていくよう、次の考え方に沿って推進します。



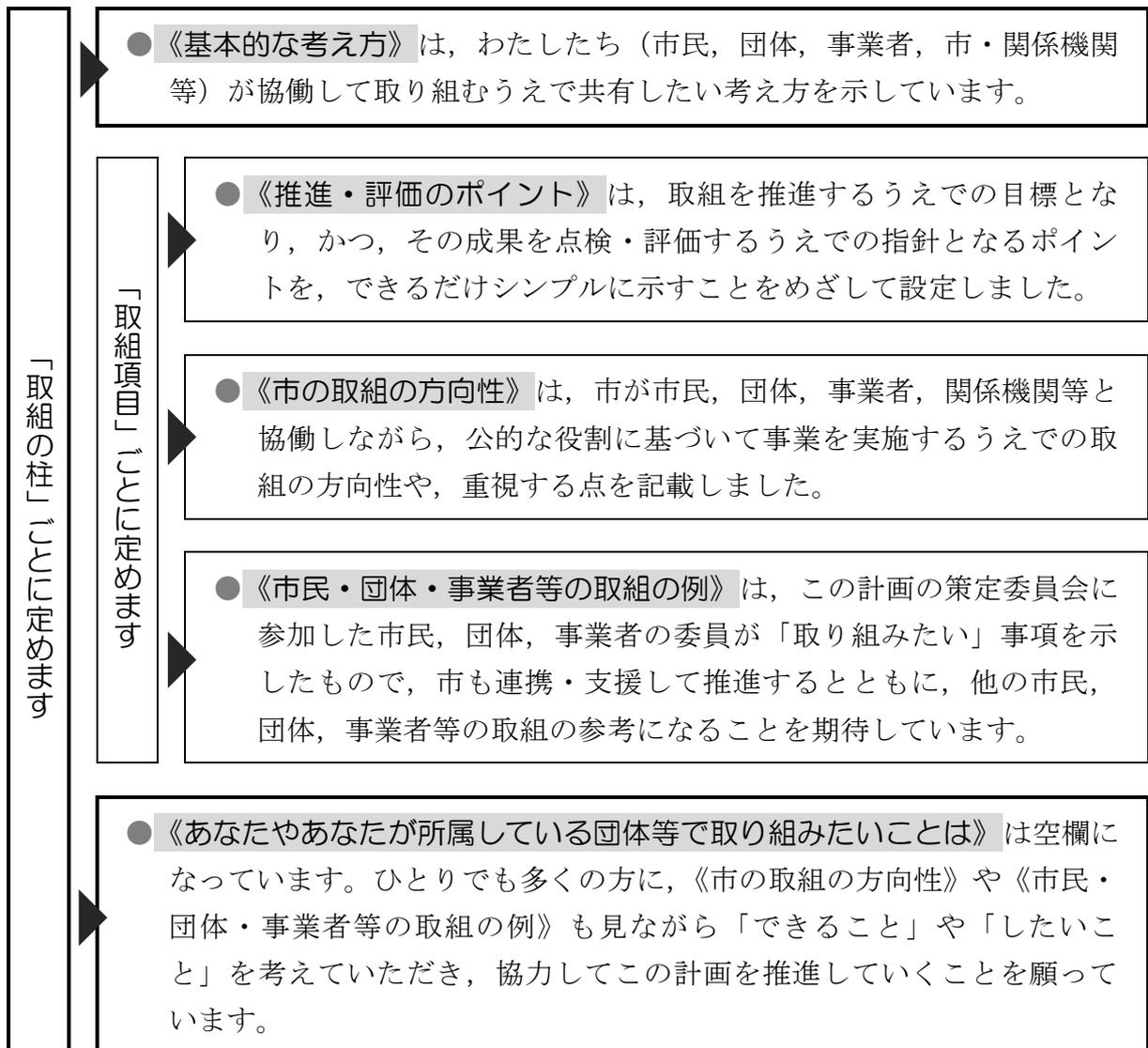
IV. 地域福祉の推進方向

1. 取組の柱と方向性

基本目標を実現していく取組を体系的に推進していくために、10の「取組の柱」と、より細かな「取組項目」を設定し、各々の方向性を決めました。

基本目標	「取組の柱」と「取組項目」
<p>1 一人ひとりが “元気なまち” をつくる</p>	<p>1. 地域福祉を知り，“受け手”・“担い手”としての意識を高めます</p> <p>1-1. 地域福祉の情報を積極的に発信します</p> <p>1-2. 地域福祉についての学習を推進します</p> <p>2. 一人ひとりが“元気なまち”をめざし、健康や生きがいがいづくりに取り組みます</p> <p>2-1. 主体的に取り組む意識を高めます</p> <p>2-2. 心身の健康づくりと介護予防をすすめます</p> <p>2-3. 地域に密着した医療を推進します</p> <p>2-4. 各々のニーズに応じた生きがいがいづくりに取り組むことを推進します</p> <p>3. 地域福祉の“担い手”を増やします</p> <p>3-1. 福祉の仕事に就く人を増やします</p> <p>3-2. 地域福祉活動への参加を広げます</p> <p>3-3. 地域福祉活動への支援を充実します</p>
<p>2 一人ひとりの “しあわせな 暮らし”を支 える</p>	<p>4. 福祉サービス等が、必要なときに的確に利用できるようにします</p> <p>4-1. 福祉サービスや日常生活の支援等に関する情報提供を充実します</p> <p>4-2. 福祉に関する相談が気軽にできるようにします</p> <p>4-3. “気になる人”を相談や支援につなぐ取組を充実します</p> <p>5. “しあわせな暮らし”を支える多様な福祉サービスや活動を充実</p> <p>5-1. 多様なニーズに応えるサービス等をすすめます</p> <p>5-2. サービスや活動の質を高めます</p> <p>6. だれもが“自分らしく”暮らすための権利擁護を推進します</p> <p>6-1. 偏見や差別のないまちづくりをすすめます</p> <p>6-2. 虐待や権利侵害の予防と適切な対応を推進します</p> <p>6-3. 日常生活での権利擁護を支援します</p>
<p>3 地域みんな で“つくる・ 支える”</p>	<p>7. 地域福祉をみんなですすめるしくみをつくりま</p> <p>7-1. 分野や立場を超えて推進するしくみをつくりま</p> <p>8. みんながふれあい、支えあうコミュニティづくりをすすめます</p> <p>8-1. ふれあい、支えあうつながりをつくりま</p> <p>8-2. 身近な地域での福祉活動をすすめます</p> <p>9. だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます</p> <p>9-1. “心のバリアフリー”を推進しま</p> <p>9-2. だれもが快適で安全に移動できるまちをつくりま</p> <p>10. だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりをすすめます</p> <p>10-1. 安全・安心への理解と意識を高めます</p> <p>10-2. 弱い立場におかれがちな人を、犯罪や事故などからまもりま</p> <p>10-3. 災害時にだれもが安全に避難できるように備えま</p>

また、p.16 ～ p.43 の「取組の柱」, 「取組項目」ごとの各項目は、次の位置づけで決めました。



各々の特長を活かして、協働して推進していきます。

[基本目標1] 一人ひとりが“元気なまち”をつくる

【いきいき暮らし，地域で活躍する人づくり】

1. 地域福祉を知り，“受け手”・“担い手”としての意識を高めます

《基本的な考え方》

地域福祉をすすめるうえでの第一歩として，わたしたち（市民，団体，事業者，市・関係機関等）一人ひとりが，地域福祉の受け手・担い手だという意識をもち，各々が「できること・したいこと」での参加につながるように，だれもが必要な情報を得たり，学習の機会がもてるように工夫しながら，さまざまな方法や場所での取組を推進します。

1-1. 地域福祉の情報を積極的に発信します

《推進・評価のポイント》

- (1) 多様な情報を集めて，わかりやすく発信します
- (2) 必要な情報が的確に届くようにします

《市の取組の方向性》

（★は先導的に取り組む事項に関連する項目）

【多様な情報を集めて，わかりやすく発信します】

★ 多様な情報を集めて発信します

- ・地域福祉に関する多様な情報のなかから，自分の状況にあったものを探しやすいように，情報はできるだけ集めて体系的に発信していきます。

【必要な情報が的確に届くようにします】

○ ユニバーサルデザインの情報発信をすすめます

- ・障がいのある人や日本語がわからない人などにも必要な情報が的確に伝わるように，情報のユニバーサルデザイン化を推進します。

○ 積極的に“伝える”取組をすすめます

- ・情報が必要な人に的確に届くように，EメールやSNS（※）なども活用した情報発信や，団体や事業者等とも連携した口コミによる情報伝達などを推進します。

（※）Eメールは通信ネットワークを使って情報をやりとりする手段です。

SNS（Social Networking Service）は通信ネットワークを通じてつながりの場を提供するサービスです。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】利用者への情報提供とともに、関係機関・事業者等とも連携して発信します
- 【団体】活動に関連した情報を発信するチラシ等を作成・配布します
- 【団体】地域で情報を共有できる人を増やします

1-2. 地域福祉についての学習を推進します

《推進・評価のポイント》

- (1) 多様な学習機会を体系的につくります
- (2) さまざまなところで学習をすすめます
- (3) 学習の成果を実践につなぎます

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【多様な学習機会を体系的につくります】

★ 福祉の学習や研修について協議し、協働してすすめる場をつくります

- ・学校や地域等で行われている福祉に関するさまざまな学習の情報を集めて発信したり、関連づけて体系的にすすめるための関係者のネットワークをつくります。

○ 多様な福祉課題についての学習をすすめます

- ・生活や地域の変化による新たな福祉課題や、少数の人の問題であっても大切な事項など、多様なテーマでの学習や啓発を推進します。

○ 鈴鹿市の魅力などを理解し、地域を愛する人を増やします

- ・地域福祉への参加をすすめる条件のひとつとして、地域や住民を大切にする気持ちを高めていくよう、鈴鹿市の魅力などへの理解を広げる取組を推進します。

【さまざまなところで学習をすすめます】

○ 学校等での福祉教育を充実します

- ・子どもころから福祉への理解を広げていくよう、地域、団体、事業者等とも連携した体験型の学習なども充実しながら、学校等での効果的な福祉教育を推進します。

○ 地域・団体・事業所等での学習を推進します

- ・さまざまなところで地域福祉を学ぶ機会を増やすよう、出前講座や保健福祉の各種事業などを通じて、地域、団体、事業所等での学習を支援します。

○ 家庭での学習を支援します

- ・学校や地域等での学習を家庭で共有できるように呼びかけたり、家庭で使えるテキストを作成するなど、家庭での学習を支援する取組を推進します。

【学習の成果を実践につなぎます】

○ 地域や当事者等と連携して、実践的な学習をすすめます

- ・地域や当事者が抱えている課題への理解を深めるとともに、課題の解決や支援の実践につながるよう、学校や地域等での福祉学習での連携を推進します。

★ 学習を活動につなぐ取組を充実します

- ・学習の成果を地域福祉をすすめる活動につないでいくように、活動の紹介やつなぎの支援を、福祉学習のネットワークも活かして推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 子ども・保護者・教員向けのさまざまな出前学習を開催します
- 【教育機関】 ボランティア活動を通じて学生の福祉マインド（福祉の心、思いやりの心）を形成します
- 【教育機関】 公開講座を通じて啓発や広報を行います
- 【事業者】 専門性を活かし、学校や地域での福祉教育や利用者の学びへの支援を行います
- 【事業者】 体験学習やボランティアの受け入れを推進します
- 【団体】 ファシリテーション（話しあいへの参加を促進する支援）を活かした学習を推進します

「地域福祉を知り、“受け手”・“担い手”としての意識を高める」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》

（考えてみましょう！）

2. 一人ひとりが“元気なまち”をめざし、健康や生きがいがいづくりに取り組みます

《基本的な考え方》

“しあわせな暮らし”の基盤となる健康や生きがいを高め、一人ひとりが“元気なまち”をつくっていくように、今後の生活や人生の希望も描きながら、目標をもって、一人ひとりが主体的に心がけ、みんなで呼びかけあいながら取り組みます。また、健康を支える地域にねざした医療や、生きがいにもつながる就労や社会参加の場づくりや支援のしくみを、地域の力を活かして充実します。

2-1. 主体的に取り組む意識を高めます

《推進・評価のポイント》

(1) 多様な参加のきっかけをつくります

《市の取組の方向性》

【多様な参加のきっかけをつくります】

○ 健康づくりや生きがいがいづくりの情報発信や学習機会を充実します

- ・市民が健康づくりや生きがいがいづくりに主体的に参加できるよう、ライフステージに応じた多様な情報や、活動につながる学習機会などを提供します。

○ 一人ひとりが自立した生活を描く“いきいき生活プランノート”（※）づくりを推進します

- ・これまで、現在、今後の生活や人生を考え、目標を描きながら健康や生きがいがいづくり、生活への備えなどに取り組むきっかけとなるツールづくりを推進します。

（※）もしものことがあったときのための「エンディングノート」の考え方を広げて、一人ひとりが生活や人生を考えるきっかけとなるツールをイメージしています。

○ 活動を評価し、支援する取組をすすめます

- ・活動の意欲を高めるひとつの方法として、優れた取組を表彰したり、ポイントを貯めることができる制度などのしかけづくりを推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

（計画策定委員会での意見から）

○ 【団体】 だれもが健康づくり・生きがいがいづくりに取り組む市民運動を展開します

2-2. 心身の健康づくりと介護予防をすすめます

《推進・評価のポイント》

- (1) ライフステージに応じた健康づくりをすすめます
- (2) 地域包括ケアの視点で介護予防を推進します

《市の取組の方向性》

【ライフステージに応じた健康づくりをすすめます】

- 健康づくりや健康管理を支援する事業を充実します
 - ・ ライフステージに応じた健康づくりや健康管理を支援するよう、分野別の計画に基づき、各種保健事業等を推進します。
- 地域と連携した取組を充実します
 - ・ 地域ぐるみで取り組むことで、一人ひとりの健康づくりをより効果的に促進していくように、地域組織や団体等と連携した取組を推進します。

【地域包括ケアの視点で介護予防を推進します】

- 心身機能の向上や自立した日常生活への支援をすすめます
 - ・ 介護が必要な状態になることや重度化を予防し、地域で健やかに暮らせるよう、地域包括ケアの考え方に基づいて、介護予防と日常生活支援を一体的に推進します。
- 社会参加を通じた介護予防を推進します
 - ・ 高齢者などが社会に参加し、生きがいや役割をもって生活することが介護予防につながるように、参加の場づくりや活動を支援する取組を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 地域にねざした介護予防活動を推進します
- 【事業者】 地域での健康づくりや介護予防の取組を支援するとともに、地域の人が事業所の機器や相談などを利用できる環境を整備します

2-3. 地域に密着した医療を推進します

《推進・評価のポイント》

- (1) 地域での生活や介護を支える医療を充実します

《市の取組の方向性》

【地域での生活や介護を支える医療を充実します】

- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局と病院の連携を推進します
 - ・ 日常的な健康管理を支援するかかりつけの医療機関や薬局をもつよう呼びかけるとともに、病院と診療所の連携などによる効果的な地域医療体制の充実を推進します。

○ 在宅医療・介護連携を推進します

- ・在宅での医療と介護の連携を充実することで、介護等が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるように、地域包括ケアシステムづくりを通じて推進します。

2-4. 各々のニーズに応じた生きがいづくりや就労を推進します

《推進・評価のポイント》

(1) 社会参加を通じた生きがいづくりをすすめます

(2) ニーズに応じた就労をすすめます

《市の取組の方向性》

【社会参加を通じた生きがいづくりをすすめます】

○ 生涯学習やスポーツ等への参加を支援します

- ・ライフステージやニーズに応じた生涯学習や生涯スポーツへの参加を促進するよう、情報や参加機会、施設などの提供を、地域の多様な資源も活かして推進します。

○ 地域のさまざまな活動づくりや参加を支援します

- ・身近な地域での学習やスポーツなどの取組を促進するよう、地域組織や団体等への情報提供や、各種事業を通じた参加の呼びかけなどの支援を推進します。

【ニーズに応じた就労をすすめます】

○ 多様な就労の場づくりをすすめます

- ・生活のための収入や生きがいなど、さまざまな目的での就労を支援するよう、コミュニティビジネスによる新たな仕事づくりなども含めた支援を推進します。

○ 就労につなぐ支援を充実します

- ・就労を希望する人を仕事につなぐための支援を、新たに推進している生活困窮者自立支援も含めた各分野の取組などを通じて推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

○ 【団体】 もっと鈴鹿を知る活動をすすめます

○ 【団体】 老人クラブとNPOの協働による活動を推進します

「一人ひとりが“元気なまち”をめざし、健康や生きがいづくりに取り組む」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》 (考えてみましょう！)

3. 地域福祉の“担い手”を増やします

《基本的な考え方》

地域福祉はわたしたちの力をあわせてすすめるもので、一人でも多くの人に参加することで、鈴鹿市の地域福祉がどんどん大きくなっていきます。地域でさまざまな活動を行ったり、福祉の仕事に従事する人を増やしていくように、学習の成果なども活かしてつないでいくとともに、仕事の環境を充実したり、多様な活動づくりや活動しやすくするための支援などを、あわせて推進します。

3-1. 福祉の仕事に就く人を増やします

《推進・評価のポイント》

- (1) 福祉の仕事への理解をすすめます
- (2) 福祉の仕事の労働環境を充実します

《市の取組の方向性》

【福祉の仕事への理解をすすめます】

- 福祉教育や職業体験等を通じた理解をすすめます
 - ・ 学校での福祉教育や職業体験等を通じて、福祉の仕事の大切さや魅力などへの理解を体験を含めて広げていくよう、事業者等と連携して取り組みます。
- 福祉の仕事の魅力伝える取組をすすめます
 - ・ さまざまな人と関わる福祉の仕事の魅力伝えるように、多様な情報発信やイベント、ボランティア活動等の機会づくりなどを、事業者等と連携して推進します。

【福祉の仕事の労働環境を充実します】

- 事業者等と連携し、従事者のやりがいや就労環境を高める取組をすすめます
 - ・ 福祉の仕事への市民の理解やスキルアップなどを通じてやりがいを高めたり、賃金や労働環境を充実するための国への要望などを、事業者等と連携して推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】 処遇改善や就業しやすい条件づくりに取り組み、子育てや介護をしている人の継続した就労や、子育てを終えた人などの就業を推進します
- 【事業者】 就労を希望する人の実習や職場体験を積極的に受け入れます
- 【事業所】 広報紙等を活用して、福祉の重要性を発信します
- 【教育機関】 福祉専門職を養成します
- 【団体】 介護の担い手不足に対応するために連携します

3-2. 地域福祉活動への参加を広げます

《推進・評価のポイント》

- (1) “受け手”・“担い手”の多様なニーズに応じた活動をつくります
- (2) 多様な人々の参加をすすめます

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【“受け手”・“担い手”の多様なニーズに応じた活動をつくります】

★ 多様な課題に対応する活動づくりを推進します

- ・日常生活での“ちょっとした困りごと”への支援など、多様な福祉課題に対応する活動を応援するよう、活動の立ち上げへの支援などを推進します。

★ 身近で参加しやすい活動を推進します

- ・地域での見守りや支えあいなど、身近なところで、それぞれの生活のなかで参加できる活動を増やすように、地域などと連携して推進します。

★ 有償やビジネスの視点での活動を推進します

- ・新たな担い手を増やす方法のひとつとして、少額の対価を介した有償型の活動やコミュニティビジネス等を推進するよう、実施する団体への支援等を行います。

【多様な人々の参加をすすめます】

★ 参加のきっかけとなる取組を充実します

- ・福祉への関心を活動につないでいくよう、情報発信や講座、イベント等や、これらの機会を活かしたコーディネートなどを団体等と協働して推進します。

★ 参加が少ない層や支援を受ける立場の人への、活動参加のはたらきかけや支援を充実します

- ・若い人や男性など活動への参加が少ない層や、支援を受ける当事者などが参加しやすい活動づくりを、社会福祉協議会等と連携して推進します

★ 活動の負担が集中しないよう役割分担をすすめます

- ・活動の負担が集中することが担い手確保の妨げにならないように、参加しやすい活動を増やし、コーディネートするしくみをつくる取組などを推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 イベント等を通じて活動を周知します
- 【団体】 活動に参加するボランティアを養成します
- 【団体】 メンバーを増やしたり役割分担等によって負担を軽減するなど、活動者の定着性を高めます
- 【教育機関】 学生のボランティア活動への参加を促進します
- 【事業者】 有償での活動のしくみをつくります
- 【団体】 地域での福祉活動の担い手となる人材（福祉委員など）を養成します

3-3. 地域福祉活動への支援を充実します

《推進・評価のポイント》

- (1) 活動の情報を積極的に発信します
- (2) 活動への助言や専門的な支援を充実します
- (3) 利用しやすい拠点を増やします
- (4) 活動に必要な資金を確保します

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【活動の情報を積極的に発信します】

★ 多様な活動の情報を発信・伝達します

- ・地域福祉活動に関する情報を、市民、団体、事業者等とのネットワークを活かして収集し、地域福祉の情報を一体的に提供するしくみを活かして発信します。

【活動への助言や専門的な支援を充実します】

★ コミュニティワーク（地域福祉活動支援）の体制や機能を充実します

- ・市民、団体、事業者等による地域福祉活動を促進する専門的な支援を充実するように、コミュニティワークの体制や機能を社会福祉協議会等とも連携して充実します。

★ 活動のリーダーやコーディネーターを養成します

- ・活動の推進役となるリーダーやコーディネーターを増やしていくよう、研修などを行うとともに、活動への支援を充実します。

★ 活動時の事故防止や万一の場合の対応を推進します

- ・活動のリスクを軽減するため、事故防止のための情報や学習機会などを提供するとともに、保険の活用などによる対応を推進します。

【利用しやすい拠点を増やします】

★ 地域福祉の拠点となる施設を整備します

- ・市民や団体等の地域福祉活動の拠点となるとともに、情報発信や活動への支援などの専門的な機能をもつ施設の整備を検討、推進します。

★ 公共施設や地域施設等の活用を推進します

- ・公共施設や地域施設等が地域福祉活動で活用しやすいように、利用要件の検討や施設、備品等の充実への支援などを検討します。

★地域のさまざまな資源の活用を支援します

- ・利用されていない住宅や施設などの地域の資源を、地域福祉活動の拠点として活用する方策を検討し、利用を促進します。

【活動に必要な資金を確保します】

★ “協働”の視点に立ち、補助や助成などでの支援を推進します

- ・市民・団体等による公益的な地域福祉活動を促進するよう、補助、助成、委託等による協働を推進します。

★ “寄付” や “提供” による参加を推進します

- ・ 地域福祉の参加方法のひとつとして「寄付」や物品、場所等の「提供」を推進するよう呼びかけるとともに、それらを活かした効果的な支援を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 団体間の協力を推進します
- 【事業者】 地域の活動と連携し、社会資源の開発や広報などを支援します
- 【事業所】 地域福祉の拠点となる施設としての機能を整備します

「地域福祉の“担い手”を増やす」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》

(考えてみましょう!)

[基本目標2] 一人ひとりの“しあわせな暮らし”を支える

【多様なニーズに応えるサービスや活動づくり】

4. 福祉サービス等が、必要なときに的確に利用できるようにします

《基本的な考え方》

福祉や介護，子育てなどでの“困りごと”はだれにも起こりうることとして，必要なときに必要な情報が的確に伝わるしくみや，身近なところで相談すれば適切な窓口や支援につながるしくみを充実します。また，自分自身の“困りごと”に気づかなかったり，どう対処すればよいかわからない人には，みんなで気にかけて支える取組を推進します。

4-1. 福祉サービスや日常生活の支援等に関する情報提供を充実します

《推進・評価のポイント》

(1) 必要な人に必要な情報が届くようにします

《市の取組の方向性》

【必要な人に必要な情報が届くようにします】

- 福祉・介護・生活支援のサービス等に関する多様な情報を提供します
 - ・ 地域で生活するうえでの福祉・介護・生活支援等のサービスに関する情報を，地域福祉の情報を一体的に提供するしくみを活かして発信します。
- 地域・団体・事業者等と連携して効果的に伝える取組を推進します
 - ・ 支援が必要な人の身近にいる人を通じて，必要な情報を的確に伝えられるように，地域・団体・事業者等への情報発信と，連携を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 当事者としての情報提供・情報発信を行います
- 【事業者】 利用者への情報提供を行うとともに，関係機関等と連携して情報を発信します

4-2. 福祉に関する相談が気軽にできるようにします

《推進・評価のポイント》

- (1) だれでも気軽に相談できる窓口を充実します
- (2) 身近なところで相談できるようにします
- (3) 相談のネットワークを充実します

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【だれでも気軽に相談できる窓口を充実します】

★ 福祉や子育てなどの相談に総合的に対応する窓口や体制をつくります

- ・福祉、介護、子育てなどの相談にワンストップ（※）で対応できるように、総合的な窓口の設置や、連携して対応できる体制を構築します。

（※）複数の部署などにまたがっていた手続きを、一度にまとめて行えるような環境です。

○ 各種の相談窓口の機能を広げます

- ・市や社会福祉協議会をはじめ、福祉、介護、子育て等の各種相談窓口が、専門分野以外の相談も聴いて専門機関につなぐなど、相談しやすい環境づくりを推進します。

【身近なところで相談できるようにします】

○ 福祉事業所や医療機関・薬局等での相談を推進します

- ・福祉事業所や医療機関・薬局等が市民にとって身近な相談窓口として、情報提供や専門機関へのつなぎなどの役割をいっそう担えるよう、連携や支援を充実します。

○ 地域の相談活動への支援と連携を充実します

- ・民生委員・児童委員等による身近な相談活動を支援するよう、情報や学習機会を提供するとともに、連携して対応するなどの支援を充実します。

○ 地域包括支援センターとの連携をすすめ活動を支援します

- ・地域包括支援センターによる訪問活動と連携して、困難ケースへの対応に取り組むとともに、緊急時の連携についても推進します。

○ 地区市民センターの相談機能を高めます

- ・市民にとって身近な地区市民センターでの地域福祉に関する相談機能を高めるように、専門機関等と連携した対応などを推進します。

【相談のネットワークを充実します】

★ 相談活動や機関の情報共有や連携のしくみを充実します

- ・身近な窓口で相談すれば、適切な機関や支援につながるように、相談機関が分野を越えて連携するネットワークづくりを推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】相談支援を行う職員体制を確保します
- 【事業者】サービス利用者以外の相談にも対応します
- 【事業者】身近なワンストップの相談窓口としての対応に努めます
- 【団体】相談しやすい団体になり，市民と相談機関の“つなぎ”の役割を担います
- 【団体】民生委員とNPOの協働による身近な地域での相談や支援を推進します

4-3. “気になる人”を相談や支援につなぐ取組を充実します

《推進・評価のポイント》

- (1) 地域でのつながりづくりと見守りを推進します
- (2) 積極的なニーズ把握をすすめます

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【地域でのつながりづくりと見守りを推進します】

★ 福祉的な支援が必要な人と，地域をつながりづくりをすすめます

- ・福祉的な支援を受けている人が地域とつながりをもって生活できるように，地域における各種団体の活動などとも連携した支援を推進します。

○ “気にかけあい，相談しあう”活動を支援します

- ・地域組織や事業者などによる見守り，声かけや気軽な相談などを通じてニーズを把握し，適切な支援などにつながるように，活動への支援や連携を推進します。

【積極的なニーズ把握をすすめます】

★ 地域に出向く相談支援を推進します

- ・相談機関が地域に積極的に出向いて，潜在化したニーズを支援につなぐ取組（アウトリーチ）を，生活困窮者自立支援などの事業を活かして推進します。

○ さまざまな事業等を通じて，ニーズや課題の把握をすすめます

- ・各種事業や相談などで気になった事項などを，プライバシーを尊重しながら適切な窓口につなぐ取組を推進します。

★ 地域の活動と連携したニーズ把握を充実します

- ・地域での見守りや声かけなどの活動で把握されたニーズが，必要に応じて適切な機関につながるように，民生委員・児童委員や地域組織等との連携を充実します。

○ ニーズ把握のための調査などを推進します

- ・市民の福祉ニーズを的確に把握するための調査を，計画策定などとも関連づけて実施します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】ひとり暮らしの人などへの声かけや安否確認に取り組みます
- 【事業者】福祉ニーズをもつ人の早期発見に取り組みます

「福祉サービス等が、必要なときに的確に利用できる」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》 (考えてみましょう！)

5. “しあわせな暮らし”を支える多様な福祉サービスや活動を充実します

《基本的な考え方》

福祉や介護，子育てに関する制度が充実してきたなかで，増大するニーズに応じて的確に提供できる体制を確保するとともに，現在の制度では対応できない課題や将来の不安への備えなどにも，民間の柔軟性を活かして先駆的に対応しながら，広がりのあるしくみづくりにつないでいきます。また，その人の力を引き出し，自立して生活できるように支えるという視点で，サービスや活動の質を高める取組を推進します。

5-1. 多様なニーズに応えるサービス等をすすめます

《推進・評価のポイント》

- (1) 新たなニーズにも対応した多様なサービス等を充実します
- (2) サービス等を的確に提供する体制を充実します
- (3) 地域福祉の視点でサービス等を推進します

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【新たなニーズにも対応した多様なサービス等を充実します】

- ★ 新たなニーズや“不安”に，連携して対応するための協議や協働の場をつくります
 - ・既存の制度やサービスなどでは対応が難しい課題に，関係部局等が協働して対応し，実績をふまえて新たな制度などにつなぐ協議の場をつくります。
- ★ 生活に困窮している人の自立を支援するサービス等を推進します
 - ・生活に困窮している人の自立を支援するため，ニーズを把握し，必要なサービス等を推進します。
- “制度の狭間”やライフステージのつながりに対応したサービス等を推進します
 - ・支援の対象となっていなかったり，ライフステージの切れ目などの制度の谷間となっている課題に対応するよう，地域の活動等とも連携した取組を推進します。
- 住まいの確保や改修などを推進します
 - ・暮らしの基盤となる安定した住まいを確保するよう，公営住宅，民間住宅等を活用して対応するとともに，バリアフリー化などへの支援を推進します。

【サービス等を的確に提供する体制を充実します】

- サービス等の提供体制や施設などの計画的な整備を推進します
 - ・各分野別の計画に基づき，ニーズに応じたサービス等の提供体制や施設などの整備を，事業者等とも連携して推進します。
- 地域・団体・事業者等と連携したサービス等の提供体制を充実します
 - ・公的なサービスだけでなく，地域や団体等が実施する有償の活動などとも連携したサービス提供体制を充実するよう，協働での取組を推進します。

○ 必要性に応じた適切な利用を推進します

- ・必要なサービスが適正かつ効果的に利用されるように、状況を的確に把握した計画的なサービス提供やモニタリング（日常的かつ継続的な点検）を推進します。

【地域福祉の視点でサービス等を推進します】

★ 先駆的な活動をサービスや施策につなぐ取組を推進します

- ・新たな課題などに柔軟に対応する先駆的な地域福祉活動を支援するとともに、必要に応じて制度化を推進します。

★ 地域福祉の視点で、「公」と「民」が連携した利用しやすいサービス提供を推進します

- ・公民が連携し、分野を越えて多様なサービスを一体的に提供する地域福祉の視点で、切れ目のない、利用しやすいサービス提供を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

（計画策定委員会での意見から）

- 【事業者】 事業所の機能を活用し、在宅での生活を継続するよう支援するサービスを提供します
- 【事業者】 新たな課題に、市などとも連携して対応します
- 【事業者】 多様な事業の連携による支援をすすめます
- 【事業者】 心身の機能を改善して自立を支援するサービスを推進します

5-2. サービスや活動の質を高めます

《推進・評価のポイント》

- (1) 利用者の立場に立ったサービス等を推進します
- (2) 担い手のスキルを高めます

《市の取組の方向性》

【利用者の立場に立ったサービス等を推進します】

○ サービス等のガイドラインづくりを推進します

- ・市の状況に応じたサービス等のガイドライン（※）づくりを推進し、サービスの質を担保します。

（※）守ることが望ましいルールや、めざすべき目標などを明文化したものです。

○ サービス等の評価と改善を推進します

- ・サービスの自己評価や第三者評価を推進し、問題点等を改善してサービスの質を高めるよう、事業者等と連携して推進します。

○ 意見や苦情を活かす取組を推進します

- ・利用者の意見や苦情に的確に対応するとともに、サービスの改善につなぐよう、事業者と連携して取り組みます。

【担い手のスキルを高めます】

○ 福祉サービスや活動の担い手への研修や専門的な指導を充実します

- ・ 事業者や従事者への情報提供や研修を充実するとともに、スーパービジョン（※）等によるスキルアップを促進するよう、教育機関や事業者と連携して取り組みます。

（※）指導者が助言して専門職を養成する取組です。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

（計画策定委員会での意見から）

- **【事業者】** 従事者の意識を高める研修や教育を行います
- **【団体】** 対象者の反応や意見を活動に取り入れます
- **【教育機関】** 福祉職などへのスーパービジョンを行います
- **【事業者】** 福祉施設でのボランティアの受け入れを拡充します

「“しあわせな暮らし”を支える多様な福祉サービスや活動を充実するように」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》 （考えてみましょう!）

6. だれもが“自分らしく”暮らすための権利擁護を推進します

《基本的な考え方》

弱い立場に置かれがちな福祉や介護，子育てなどでの“困りごと”をもつ人をはじめ，すべての人の人権や権利が守られる偏見や差別のないまちづくりを，地域福祉を自分にも関わることだと理解することを通じて推進します。また，虐待や権利侵害の予防と的確な対応を推進するとともに，障がいや認知症などで日常生活での判断に不安がある人などを的確に支援する体制を充実します。

6-1. 偏見や差別のないまちづくりをすすめます

《推進・評価のポイント》

- (1) 人権や権利への理解を広げます
- (2) 偏見や差別をなくす取組を推進します

《市の取組の方向性》

【人権や権利への理解を広げます】

○ 人権やさまざまな権利についての啓発や学習を充実します

- ・ 基本的な人権やさまざまな権利を正しく理解し，守り支える意識と行動を推進するよう，いっそうの啓発や学習を推進します。

【偏見や差別をなくす取組を推進します】

○ 性別，年齢，国籍，障がいや疾病の有無などを超えた共生のまちづくりを推進します

- ・ だれもが，その人らしく生活できる共生のまちづくりに向けて，各種事業における取組を推進します。

○ 差別などを解消するための取組を推進します

- ・ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮（※）を推進するとともに，他の課題に関する取組も推進します。

（※）障がいのある人が社会生活おくるうえで，なんらかの助けを求める意思の表明があった場合に提供すべき，負担になり過ぎない範囲での便宜のことをいいます。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

（計画策定委員会での意見から）

- 【団体】 当事者自身が障がい者の権利などを学ぶ機会をつくります
- 【事業者】 市民や地域への啓発に取り組みます

6-2. 虐待や権利侵害の予防と適切な対応を推進します

《推進・評価のポイント》

- (1) 虐待や権利侵害を予防します
- (2) 早期に発見し、適切に対応します

《市の取組の方向性》

【虐待や権利侵害を予防します】

○ 権利擁護に関する相談窓口を充実します

- ・さまざま権利擁護に関する相談に対応するよう、相談窓口での取組を充実するとともに、問題解決を支援するシステムづくりを推進します。

○ 子育てや介護の負担が虐待等につながらないように支援を充実します

- ・児童、障がい者、高齢者などへの虐待を予防するため、発生の危険性を早めに把握し、適切なサービスの利用などによる支援を推進します。

【早期に発見し、適切に対応します】

○ 虐待や権利侵害を発見した際の通報の呼びかけを充実します

- ・どのような事象が該当するかなど、虐待や権利侵害への理解を広げるよう情報提供をすすめる、発見した際には的確に通報するよう呼びかけます。

○ さまざまな状況に迅速・的確に対応できる体制を充実します

- ・虐待等のケースに迅速かつ的確に対応するとともに、課題の解決に向けて効果的な支援ができるよう、関係機関や事業者等とも連携して支援体制を強化します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】 行政や専門機関、地域等と連携して、虐待等の解決への支援に取り組みます

6-3. 日常生活での権利擁護を支援します

《推進・評価のポイント》

- (1) 後見的な支援を充実します

《市の取組の方向性》

【後見的な支援を充実します】

○ 日常的な支援や後見活動の体制を充実します

- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度(※)を効果的に活用し、判断能力に不安がある人などへの支援を行うよう、市民などの参加も得ながら体制を充実します。

(※) 認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行

為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。

○ 保証人問題などの多様な課題への取組をすすめます

- ・福祉的な支援が必要な人の入居やサービス利用などの際の保証人問題への対応など、権利擁護に関するさまざまな課題への検討や取組を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】 行政や専門機関、地域等と連携して、虐待等の解決への支援に取り組みます

「だれもが“自分らしく”暮らすための権利擁護を推進する」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》 (考えてみましょう！)

[基本目標3] 地域 みんなで “つくる・支える”

【地域福祉をすすめるしくみや環境づくり】

7. 地域福祉をみんなですすめるしくみをつくりま

《基本的な考え方》

“元気なまち”づくり，“しあわせな暮らし”づくりを，みんなの力をあわせて効果的にすすめていきます。そのために，この計画や関連する分野別計画を一体的に推進し，市民，団体，事業者，市・関係機関などの多様な人や組織で話しあいながら，分野や立場，地域の枠組みを超えて協働する“地域福祉のネットワーク”づくりを推進します。

7-1. 分野や立場を超えて推進するしくみをつくりま

《推進・評価のポイント》

- (1) 地域福祉について話しあう場をつくりま
- (2) 協働して取り組むネットワークを充実しま
- (3) 関連する計画を連動させて推進しま

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【地域福祉について話しあう場をつくりま】

- ★ 分野を横断し，市民・団体・事業者・市などが立場を超えて地域福祉をすすめるための協議の場をつくりま
 - ・各分野のネットワークを活用し，それらを横断的につなぐことで谷間を埋めたり，重なりを整理するなど，効果的に推進するための協議を場をつくりま。

【協働して取り組むネットワークを充実しま】

- ★ 分野や地域エリアをふまえた重層的なネットワークづくりを推進しま
 - ・各分野，エリアのネットワークをつなぎ，協働したり，共通の施策化につなぐ重層的なネットワークを構築しま。
- ★ あらゆる主体の連携と協力による「地域包括ケアシステム」を推進しま
 - ・地域組織やボランティア団体，NPO，医療機関，福祉事業所などの高齢者を取りまくあらゆる主体の理解を得ながら，地域包括ケアシステムの実現を目指しま。
- ★ 協働をすすめる“つなぎ役”の機能を充実しま
 - ・各ネットワークや構成する機関・団体等の“つなぎ役”の機能も担うコミュニティソーシャルワーカー（※）を配置するよう，しくみを検討しながら推進しま。

（※）コミュニティワークは，「地域福祉の視点で制度の狭間から生じる課題も含め，地域に暮らす一人ひとりの生活課題を，その人に必要な支援のネットワークをつくりながら支

援するとともに、個別的な課題を地域の共通課題として取り組んでいくことで、だれもが住みよい福祉コミュニティづくりを展開し、さらに、サービスの開発や政策への働きかけなども積極的に行い、総合的な地域ケアをすすめるシステムの構築を図ることを目指す取り組み」です（『福祉みえ』2010年2月号を基に記載）。コミュニティソーシャルワーカーは、そうした多様な取組を推進する地域福祉の専門職です。

★ 協働して取り組むうえで情報共有を推進します

- ・分野などを越えた協働のための情報共有をすすめるよう、様式の共通化などを推進します。

★ 地域福祉を推進する専門機関としての社会福祉協議会や、民生委員・児童委員協議会等への支援を充実します

- ・公民協働による地域福祉のネットワークを推進するために、中核的な役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等との連携を充実します。

★ 市の関係部局の連携をいっそう推進します

- ・市の関係部局での情報共有や協働により支援などを推進するよう、地域福祉計画を軸とした連携のしくみを構築します。

【関連する計画を連動させて推進します】

★ 地域福祉計画と連動した計画づくりを推進します

- ・各分野の取組を連動させて効果的にすすめるよう、地域福祉計画との整合性に配慮した個別計画づくりを推進します。

★ 各計画の「PDCAサイクル」を関連づけて、効果的に推進します

- ・各計画の重なる部分に効率的に対応したり、課題を共有して協働で対応するため、計画のPDCAに関する情報の共有化を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、地域包括支援センターの事業を展開します
- 【事業者】地域包括ケアシステムの推進を通じて、だれもが必要な支援を受けられる体制づくりに取り組みます
- 【団体】団体間の交流や情報共有、共同での取組などを推進します
- 【団体】メンバーの協働意識を高めます

「地域福祉をみんなですすすめるしくみをつくる」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》

(考えてみましょう!)

8. みんながふれあい、支えあうコミュニティづくりをすすめます

《基本的な考え方》

わたしたちの暮らしの場である身近な地域にねざした地域福祉を推進していくために、だれもがだれかとつながりあう、ふれあいのあるコミュニティづくりを推進します。また、つながりを活かして、身近な地域で日常的に支えあう活動をすすめていくよう、まちづくりの多様な課題を解決していく取組とも連動しながら、地域福祉に関わる人や組織が協働して推進します。

8-1. ふれあい、支えあうつながりをつくります

《推進・評価のポイント》

- (1) さまざまな人がつながる機会や場を増やします
- (2) 社会から孤立する人をなくします

《市の取組の方向性》

【さまざまな人がつながる機会や場を増やします】

- さまざまな人が気軽に参加し、ふれあう機会を増やします
 - ・ 地域のつながりづくりの活動を支援するとともに、福祉的な支援が必要な人も参加できる配慮などを推進します。
- 身近なところで、気軽に集える場を増やします
 - ・ 身近なところでのサロン活動等を促進するよう、地域の資源を活用した拠点の確保を推進します。

【社会から孤立する人をなくします】

- 参加しにくい人への呼びかけや支援をすすめます
 - ・ 地域の活動やイベント等に参加しにくい人への呼びかけや支援として、専門職や事業者等との連携も含めて推進します。
- さまざまなつながりづくりを推進します
 - ・ 生活に関するサービス等を提供する事業者なども含めて、だれかがだれかとつながる関係づくりを推進するよう、地域福祉のネットワークを通じて呼びかけます。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【事業者】 当事者（若年性認知症） どうしで支えあうピア活動（仲間どうしの活動）などを行うサロンを開催します
- 【教育機関】 学生と障がい者のスポーツ交流をすすめます
- 【事業者】 多様なつながりづくりの場を、社会貢献活動として提供します
- 【団体】 地域で身近に行ける、集いの場づくりをすすめます

8-2. 身近な地域での福祉活動をすすめます

《推進・評価のポイント》

- (1) 日常的な支えあいをすすめます
- (2) 小地域福祉活動を推進する体制を充実します

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【日常的な支えあいをすすめます】

★ “ちょっとした困りごと” を支えあう活動をすすめます

- ・ 日常のごみ出しや買い物などに象徴される “ちょっとした困りごと” を支援する活動を、活動内容に応じて有償のしくみなども含めて推進します。

【小地域福祉活動を推進する体制を充実します】

★ “できること・したいこと” でだれもが参加できるように呼びかけます

- ・ 「できること・したいこと」で地域の課題を解決する活動に参加することの大切さへの理解を広げるとともに、適切にコーディネートする取組を推進します。

★ 地区社会福祉協議会の活動を、地域づくり協議会や学校等とも協力して充実します

- ・ 地域にねざした福祉活動を充実するよう、地域づくり協議会や学校と連携した活動体制づくりと、協議会に参加する各団体等が協働した活動の展開を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 地域のさまざまな組織が前向きに協力し、思いを共有して地域全体で子どもや高齢者を守る組織をつくります

「みんながふれあい、支えあうコミュニティづくりをすすめる」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》 (考えてみましょう!)

9. だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりをすすめます

《基本的な考え方》

だれもが移動や施設・サービスなどが快適に利用できる暮らしやすいまちづくりのために、施設などの物理的なバリアやコミュニケーションのバリアなどのないユニバーサルデザインのまちづくりや、移動を支援するサービスを充実します。そのために、施設などの整備をすすめるとともに、バリアをなくすことの必要性を理解し、思いやりの心でサポートする人づくりの取組を推進します。

9-1. “心のバリアフリー”を推進します

《推進・評価のポイント》

(1) バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解と実践を広げます

《市の取組の方向性》

【バリアフリーやユニバーサルデザインへの理解と実践を広げます】

- だれもが利用しやすい環境づくりへの理解を推進します
 - ・だれもが生活しやすいまちづくりのために、思いやりの気持ちをもって配慮するユニバーサルデザインへの理解を広げるように、啓発や学習を推進します。
- マナーや思いやりを高めるように呼びかけます
 - ・バリアフリー化された施設等が適正に利用されるようにするとともに、危険な思いをしないためのルールやマナーを守るよう、啓発を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

○【団体】ユニバーサルデザインの実現に向けて、当事者としての意見を発信します

9-2. だれもが快適で安全に移動できるまちをつくります

《推進・評価のポイント》

(1) 道路、公園や建築物などのユニバーサルデザイン化をすすめます
(2) 移動の支援を充実します

《市の取組の方向性》

【道路、公園や建築物などのユニバーサルデザイン化をすすめます】

- 道路や公園、公共施設などでの整備を計画的に推進します
 - ・バリアのない環境を必要とする人のニーズや優先度などをふまえて、計画的な整備を推進するよう、都市施設の整備計画等とも連動させて取り組みます。

○ 民間施設等での整備を促進します

- ・ 民間の建築物等でのユニバーサルデザイン化を促進するよう、障害者差別解消法なども含めた啓発や、効果的な手法等の情報発信などを推進します。

【移動の支援を充実します】

○ 日常生活や社会参加のための移動を支援するサービスや公共交通を充実します

- ・ 日常生活や社会参加の利便性を確保するよう、公共交通の確保を図るとともに、ニーズに応じた移送サービス等の充実に、事業者等とも連携して取り組みます。

○ 生活に必要なサービスが身近なところで充足できるまちづくりをすすめます

- ・ “買い物弱者” への支援や、サービス利用の手続きでの配慮など、身近なところで生活しやすいまちづくりを推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】ユニバーサルデザインの実現に向けて、当事者としての意見を発信します
- 【団体】活動に参加するための移動をサポートします
- 【事業者】移動支援のサービスを提供するとともに、事業所の送迎車両を移動手段として活用できる体制づくりをすすめます

「だれもが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりをすすめる」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》

(考えてみましょう!)

10. だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりをすすめます

《基本的な考え方》

災害や犯罪，交通事故などを防止し，弱い立場に置かれがちな人も含めて，だれもが安心して暮らせるように，見守りあったり，支えあえるつながりがある地域づくりを，プライバシーを尊重しながらつくります。また，災害時にだれもが安全に避難し，安定した避難生活をおくれるように，支援が必要な人のニーズをふまえた支援体制づくりを推進します。

10-1. 安全・安心への理解と意識を高めます

《推進・評価のポイント》

(1) だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりへの意識を高めます

《市の取組の方向性》

【だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりへの意識を高めます】

- 防犯，交通安全，防災などの啓発や学習を推進します
 - ・ 市民一人ひとりや地域で心がけて安全を守っていくよう，意識を高めたり，必要な知識を広める啓発を推進します。
- 弱い立場に置かれがちな人への理解を広げます
 - ・ 弱い立場に置かれがちな人を犯罪や事故から守ったり，災害時に支援できるよう，当事者の理解とあわせて，配慮すべき点なども含めて啓発や学習を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【団体】 当事者自身が防災について学ぶ機会をつくります
- 【事業者】 防災の取組についての広報を推進します
- 【団体】 地域全体の防災・防犯意識を高めます

10-2. 弱い立場に置かれがちな人を，犯罪や事故などからまもります

《推進・評価のポイント》

- (1) 危険なところの点検や改善をすすめます
- (2) 地域ぐるみの見守り活動をすすめます

《市の取組の方向性》

【危険なところの点検や改善をすすめます】

○ 地域での点検活動と改善を推進します

- ・弱い立場に置かれがちな人の視点に立って、防犯，事故防止や，防災・減災などの面での問題箇所などの点検活動や改善の取組を推進します。

【地域ぐるみの見守り活動をすすめます】

○ 事故や犯罪，消費者被害などを防ぐための見守りを多様な人々の協働ですすめます

- ・住民の目が行き届いた安全なまちづくりのために，多くの人が気をかけ，プライバシーには配慮しなから見守りあう地域づくりを推進します。

○ 地域ぐるみでの青少年の健全育成を推進します

- ・子どもが健全に育つよう，声かけや見守りを行うとともに，地域の活動などへの子どもの参加を推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- | |
|-------------------------|
| ○ 【事業者】 地域の見守り活動等を支援します |
|-------------------------|

10-3. 災害時にだれもが安全に避難できるように備えます

《推進・評価のポイント》

- | |
|----------------------------|
| (1) 支援が必要な人を支える体制を充実します |
| (2) だれもが安心して利用できる避難所をつくります |

《市の取組の方向性》

(★は先導的に取り組む事項に関連する項目)

【支援が必要な人を支える体制を充実します】

★ 災害時に支援が必要な人の把握と，情報伝達や支援の体制づくりをすすめます

- ・災害時要援護者台帳の作成と更新を的確に行うとともに，災害時の安否確認や避難支援の体制づくりを，さまざまなニーズや状況をふまえて推進します。

★ 平時からの備えや訓練をすすめます

- ・いざというときに的確に対応できるよう，情報伝達や避難時に必要なものを整えたり，さまざまな状況を想定した訓練などを，地域や団体等と連携して推進します。

【だれもが安心して利用できる避難所をつくります】

★ 地域の避難所での備えをすすめます

- ・一次避難所となる地域の避難所で，被害の状況にあった対応ができるよう，マニュアルづくりや訓練等を推進します。

★ 福祉避難所の整備や物資等の確保をすすめます

- ・地域の避難所での生活が難しい人のための福祉避難所を設定するとともに，薬や機

材等を確保するよう、関係機関や事業者等とも連携して推進します。

《市民・団体・事業者等の取組の例》

(計画策定委員会での意見から)

- 【教育機関】 災害ボランティアセンターのサテライト（補助的な機関）を担います
- 【団体】 地域の状況に応じた防災体制づくりをすすめます
- 【事業者】 福祉避難所としての機能を充実し、災害時の生活の場を確保します

「だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりをすすめる」ように、

《あなたやあなたが所属している団体等で取り組みたいことは》

(考えてみましょう!)

2. 先導的に取り組む事項

「取組の柱と方向性」に基づく取組を効果的に推進するうえで先導的な役割を担う次の事項を、市が推進役となり、地域福祉を推進する専門機関である社会福祉協議会等とも連携して取り組んでいきます。

(1) 地域での生活を支援する多様な地域福祉活動を推進するとともに、活動を支援するしくみを充実します

① 地域福祉活動への支援を充実します

《取組の考え方》

市民、団体、事業者等による地域福祉活動は、各々の主体性に基づいて行われるものですが、主体的な意識を高めて実践につないだり、専門的な視点で側面的に支援することは、活動を発展させていくうえで不可欠な取組です。地域福祉を推進する専門機関である「鈴鹿市社会福祉協議会」等とも連携しながら、活動を支援する体制や財源の確保などへの支援を、地域福祉を公民協働で推進するうえでの基盤づくりとして推進していきます。

取組項目	取組の概要
社会福祉協議会のコミュニティワーク機能の充実	社会福祉協議会のコミュニティワーカー（地域福祉活動を支援する専門職）の体制を充実するとともに、市・関係機関等との連携の強化などによって効果的な活動が展開できるよう支援します。
市職員による地域活動支援の推進	地域づくり協議会の活動などを含めて、市民の地域活動を市の職員が支援する体制を構築し、身近な地域での福祉活動を促進します。
福祉の専門職などによる地域福祉活動支援の推進	市の関係部局の職員や福祉に関する事業所の専門職などの地域福祉への理解をすすめ、各々の事業を通じて地域福祉活動を支援するよう、情報提供や研修などを推進します。
地域でのつなぎ役を担う市民の養成と支援の推進	身近な地域で人と人、人と活動のつなぎ役となる“世話焼きさん”を担う市民を増やすよう、養成やスキルアップのための研修を行うとともに、コミュニティワーカー等による支援を充実します。
公益的な地域福祉活動への財政的な支援の充実	公益的な地域福祉活動を推進するよう、「鈴鹿市協働推進指針」で定めた“協働の形態”をふまえて、補助金・助成金の交付や事業協力などでの財政的な支援の充実を図ります。
地域福祉への“寄付による参加”と効果的な支援のしくみづくり	地域福祉への参加方法のひとつとして、“寄付による参加”を市民・団体・事業者等に積極的に呼びかけ、寄付や活動に必要な資機材、拠点などの提供を受けて、既存の支援制度などが利用しにくい先進的な地域福祉活動などへの支援に効果的に活用するしくみを検討・推進します。

② 有償型の地域福祉活動等を推進します

《取組の考え方》

地域福祉活動は“目の前の課題を解決し、住みよい地域をつくりたい”という、担い手の主体的な意識に基づき、対価を求めずに行われてきましたが、地域福祉のニーズが多様化するなかで、受け手、担い手の双方が気兼ねなく支えあうしくみとして、少額の報酬などを介した有償の活動や、ビジネスの手法でニーズに応える取組も広がってきています。新たな活動を通じて新たな担い手を増やしていくためにも、無償の活動とともに、有償型の地域福祉活動も推進していきます。

取組項目	取組の概要
有償型の地域福祉活動への支援	日常生活の“困りごと”などを、少額の謝礼やポイント等を介することで気兼ねなく支えあう活動として、団体等による有償型の地域福祉活動の取組を促進・支援します。
コミュニティビジネス等の推進	さまざまな福祉課題・地域課題をビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネスやソーシャルビジネスを推進するよう、情報発信や立ち上げの支援などを推進します。
市民参加型の生活支援・介護予防サービスの推進	支援が必要な高齢者等の生活支援・介護予防においても、高齢者自身も含めた市民の参加によるサービス提供を推進するよう、組織や担い手づくりを支援します。
既存の有償型の活動の利用の促進	すでに実施されているファミリー・サポート・センター（※）での活動やシルバー人材センター（※）での仕事の提供などもいっそう多くの人の利用を促進するよう、情報発信等で支援します。

（※）ファミリー・サポート・センターは、会員どうしで有償で一時的に子どもを預かる活動を行う相互援助組織です。シルバー人材センターは、働くことによる高齢者の生きがいと地域社会への参加をすすめるよう、会員に仕事の提供を行う組織です。

③ 福祉に関する学習を効果的にすすめるためのネットワークを構築します

《取組の考え方》

市民、団体、事業者、市・関係機関等の参加と協働で推進する地域福祉では、地域の課題を知り、その解決に向けた取組について学びあう活動が非常に重要であり、市内のさまざまなところで取り組まれています。こうした取組をすすめる主体が連携することで体系的な学習を推進するとともに、活動や事業を行う団体・事業者等とも連携して、学習の成果を活動につなぐネットワークを構築するよう、取組を推進します。

取組項目	取組の概要
福祉学習に関する協議会の設置	学校での福祉教育や市民福祉講座、地域・職域等での出前講座など、さまざまな場で取り組まれている福祉学習をいっそう効果的に推進するために、情報発信の一本化や多様なニーズに対応する体系的な学習機会の提供など推進するよう、関係部局や関係機関等による協議会的な組織づくりを検討・推進します。

学習の成果を活動につなぐ取組の推進	学習の成果を地域福祉活動や福祉サービスの担い手づくりにつないでいくよう、協議会を通じて、地域・団体・事業者等との連携も推進します。
-------------------	---

④ 地域福祉の拠点となる施設を整備します

《取組の考え方》

地域福祉を推進していくうえで、総合的な情報や専門的な支援の発信元となるとともに、さまざまな活動の場として“担い手”，“受け手”が交流し、さらなる協働を推進していく拠点機能をもつ施設の整備を、老朽化がすすんでいる社会福祉センターのあり方等もふまえて検討，推進します。

取組項目	取組の概要
地域福祉の拠点施設の整備	地域福祉に関する情報発信や専門的な支援の拠点となるとともに、さまざまな地域福祉活動や福祉サービス等の提供，災害時の支援などができる施設の整備を検討・推進します。

(2) さまざまなニーズに総合的に対応する窓口と、関係部局や関係機関・事業者・団体等が協働して解決するしくみをつくります

① 地域福祉の情報を一体的に提供するシステムをつくります

《取組の考え方》

地域福祉は「公」・「民」の幅広い分野にまたがる取組であり、関連する情報も多岐にわたっています。こうした情報をできるだけ集約し、わかりやすく整理して提供することで、さまざまな取組が効果的に活用されるよう、情報の集約，整理，発信を行うシステムづくりを検討，推進します。

取組項目	取組の概要
地域福祉情報システムの設置	地域福祉に関する活動への参加や、困ったときに（予防も含めて）利用できる制度やサービスなどの「公」と「民」のさまざまな情報を、総合的にわかりやすく提供するシステムを、分野ごとに運営されている情報提供システム等とも連携して設置するよう、検討・推進します。
ネットワークを通じた情報収集の推進	「公」の事業だけでなく、「民」の公益性の高い活動や事業の情報なども集約していくよう、地域福祉のネットワークを通じて取り組みます。

② 福祉、介護、子育てなどの相談がしやすいしくみを充実します

《取組の考え方》

福祉や介護、子育てなどについての“困りごと”に気づいたときにすぐに相談し、早期の支援を通じて“しあわせな暮らし”を継続できるよう、相談しやすい体制を充実します。そのために、さまざまな相談をワンストップで受け止める総合的な窓口や、気軽に相談できる人やところを増やすとともに、相談窓口のネットワークを充実し、身近なところで相談すれば、適切な支援につながるしくみづくりを、さまざまな団体、事業者、関係機関等と連携しながら推進します。

取組項目	取組の概要
総合的な相談窓口づくりの推進	子育てに関する支援を一体的に行う窓口や、保健福祉の相談に総合的に対応するしくみを整備するよう検討、推進します。また、保健福祉部をはじめ、市役所の各課が連携し、ワンストップの対応ができるよう、情報を共有しながら協力して支援するしくみを充実します。
身近な相談窓口の充実	地域に密着した相談機関である地域包括支援センター等が、より身近に利用されるように機能の充実を図ります。また、民生委員等による地域での相談活動を支援しながら連携を強化し、よりきめ細かな相談や支援へのつながりを推進します。
課題を協働して解決するしくみづくりの推進	相談窓口や地域の相談活動などで把握されたニーズで、既存の制度やサービス、活動などでは対応が難しいものについて、関係する課や機関・事業者・団体等が集まり、役割分担して対応するとともに、必要に応じて新たな事業や活動につなぐための協議の場を設置するよう検討します。

③ 生活に困窮している人への支援を充実します

《取組の考え方》

失業や引きこもりなどによって経済的に困窮している人が自立して生活できるよう、その人や世帯の状況に応じた生活、就労、子どもの学習などへの支援を推進します。社会的に孤立し、適切な支援を求められないことが生活困窮の要因ともなっていることから、地域と密着してニーズの把握を行うとともに、地域の活動などとも連携してつながりづくりなどの支援を行うよう、地域福祉の視点で推進します。

取組項目	取組の概要
生活困窮者自立支援事業の推進	経済的な問題をはじめ、生活全般にわたる“困りごと”を解決していくよう、生活困窮者自立支援の取組を推進します。
生活に困窮している人の把握の推進	生活に困窮している人を的確に把握し、支援につないでいくように、アウトリーチ（地域に出向いた相談支援）を推進するとともに、地域での相談活動と連携して取り組みます。

社会的孤立をなくす取組の推進	生活困窮の要因の大きな要因のひとつである「社会的孤立」をなくしていくよう、地域のつながりづくりや、見守り・声かけ活動などとも連携して取り組みます。
----------------	---

(3) だれもが地域で安心して暮らせるように支えあうしくみと環境をつくります

① 地域福祉をすすめるネットワークを構築します

《取組の考え方》

地域福祉に関わる市民、団体、事業者と市・関係機関などが、分野やエリアを越えて情報を共有し、それぞれの“強み”を活かして役割を分担し、協働して活動や事業を展開していけるように、重層的なネットワークを構築するよう取り組みます。この取組は、高齢分野で推進する「地域包括ケアシステム」の構築とも関連づけて、効率的に推進していきます。

取組項目	取組の概要
重層的な地域福祉ネットワークの構築	地域の福祉課題は地域のなかで解決するよう取り組みながら、課題の内容に応じてより広いエリアでの取組も着実にすすめるよう、重層的に連携しながら地域福祉を効果的に推進するネットワークの構築を検討・推進します。
コミュニティソーシャルワークのしくみづくり	多様な生活課題・福祉課題を地域に密着し、分野を越えたネットワークをつくりながら支援するコミュニティソーシャルワークを推進するよう、取組の推進役となるコミュニティソーシャルワーカーの配置や、各分野の相談支援の専門職等の連携によるしくみづくりを検討・推進します。
小地域での地域福祉推進体制の充実	身近な地域で、住民のニーズに応じた福祉活動を推進するよう、住民や各種団体等が参加して設置される地域づくり協議会のなかで、地区社協での取組などを活かした展開を行っていくよう、組織や活動の充実を推進・支援します。

(※) 「コミュニティソーシャルワーク」と「コミュニティワーク」(p. 45) について

- コミュニティソーシャルワークは、地域に暮らす一人ひとりの生活課題への個別的な支援を行いながら、支援のネットワークや新たなサービスづくり、ひとりの課題を地域の課題としてみんなで取り組むことなどを通じて福祉コミュニティづくりをすすめる“地域を基盤としたソーシャルワーク（社会福祉の援助技術）”の取り組みです。
- コミュニティワークは、市民などによる地域に根ざした問題解決のための活動を支援するよう、市民の理解と共感を得ながら支援する専門的な技術です。
- これらは、それぞれ個別のケースや地域の取り組みを起点としながら、連携して地域のさまざまな福祉課題を解決することをめざしており、地域福祉を推進するうえでの専門的な技術として、ともに重要な役割が期待されています。

② 災害時の避難に支援が必要な人とのつながりや支援の体制を充実します

《取組の考え方》

地震や風水害などの災害時にだれもが安全に避難できるように、地域ぐるみでの防災に取り組むとともに、支援が必要な人を支えるための取組を推進します。そのために、支援が必要な人の情報を共有し、支援する体制を構築するよう、日頃からのつながりづくりや支えあいをすすめるとともに、避難生活が無事におくれるように、さまざまな状況に対応した避難所の確保や、物資の確保をすすめます。

取組項目	取組の概要
避難に支援が必要な人の情報を共有する取組の推進	災害時に支援が必要な人を的確に把握するよう、災害時要援護者台帳の作成と更新を推進するとともに、プライバシーの保護に配慮しながら、支援に必要な情報を共有する方策を検討、推進します。
ニーズに応じた避難所などの確保の推進	災害時に、だれもが安全に避難できるよう支援しあえる体制と、さまざまなニーズに対応できる避難所づくりや物資の確保を推進します。
平時からのつながりづくりや支えあいの推進	災害時に的確な対応ができるよう、地域住民等が平時からつながりを持ち、支えあう取組を推進します。

③ 地域福祉に関わる計画を効果的に推進します

《取組の考え方》

地域福祉計画は、さまざまな主体が協働して地域福祉を推進していくうえでの基本的な方向と、各々の取組を推進するうえで先導的に取り組む事項を定めた計画であり、基盤となるしくみづくりを着実に推進しながら、各分野別の計画や地域福祉活動計画と連携して推進していくよう、PDCAサイクルによる着実な取組を推進します。

取組項目	取組の概要
地域福祉を推進・評価する組織の設置	地域福祉計画の推進に関する協議や進捗管理と評価などを行うために、市民参加による審議会組織や庁内推進組織を設置します。
PDCAサイクルによる地域福祉計画の推進	地域福祉計画を着実に推進するよう、「先導的に取り組む事項」の事業化を推進します。また、関連する事業を「取組の柱と方向性」の各項目の考え方に沿ってPDCAサイクルで実施し、地域福祉の総合的な推進を図ります。
分野別計画等と連携の推進	地域福祉の視点で、分野や公民の枠組みを越えた保健福祉の事業や活動を推進するよう、各分野別計画の策定や計画における情報共有や、事業実施における協働などを推進します。
地域福祉活動計画との連携の推進	活動計画に基づく取組を支援し、公民協働で地域福祉を推進するよう、事務局を担う社会福祉協議会と連携して取り組みます。

第2期鈴鹿市地域福祉計画の体系

【鈴鹿市の地域福祉をすすめるうえでの課題】

- さまざまなニーズを解決するための取り組みの充実
- そのための、多彩な担い手づくりと支援の充実
- これらを効果的に推進するための、しくみや環境の充実

これらを効果的に解決するために

わたしたちが共有する「地域福祉推進の基本理念」

一人ひとりが“元気なまち”をみんなで作る
一人ひとりの“しあわせな暮らし”をみんなで支える

体系的に推進するために

多様な主体の 役割分担と協働

- ①市民
- ②団体
- ③事業者
- ④市・関係機関

それぞれの
“強み”を
活かして

各エリアでの 取組と連携

- ①自治会
- ②行政区・小学校区
- ③介護保険の
日常生活圏域
- ④全市・広域

地域の
特性に
応じて

基本目標1

一人ひとりが“元気なまち”をつくる
【いきいき暮らし、地域で活躍する人づくり】

《取組の柱》

1. 地域福祉を「知り」、意識を高める
2. 一人ひとりの「健康やいきがづくり」
3. 地域福祉の「担い手」を増やす

わたしたちの
力をあわせて

基本目標2

一人ひとりの“しあわせな暮らし”を支える
【多様なニーズに応えるサービスや活動づくり】

《取組の柱》

4. 必要なときに的確に「利用できる」ようにする
5. 多様な「福祉サービスや活動」を充実する
6. 自分らしく暮らせる「権利擁護」を推進する

しくみや環境を活かして

基本目標3

地域 みんなで“つくる・支える”

【地域福祉をすすめるしくみや環境づくり】

《取組の柱》

7. 地域福祉をみんなですすめる「しくみ」をつくる
8. みんながふれあい、支えあう「コミュニティ」をつくる
9. だれもが暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」をつくる
10. だれもが「安全・安心に暮らせるまち」をつくる

効果的に推進するうえで

先導的に取り組む事項

- (1) 多様な地域福祉活動の推進と支援するしくみの充実
- (2) 総合的に対応する窓口と協働して解決するしくみづくり
- (3) だれもが安心して暮らせるように支えあうしくみと環境づく